

◆公害防止事業費事業者負担法による概定割合の適用事例

参考資料11

No	地域	事業名 (費用負担計画公表年月日)【汚染物質】	概定割合	理由
1	秋田	鷹巣地域(今泉地区)農用地土壌汚染対策 (昭和50年12月9日)【カドミウム】	1/2	・藩政時代に相当数の稼行鉱山があった ・北鹿地域は世界有数の黒鉱地帯であり、地質鉱床学的に特異な地域であること等
2	秋田	新域・床舞地域農用地土壌汚染対策 (昭和50年12月9日)【カドミウム】	3/4	・昭和27年以降、事業活動を行っていない ・カドミウム公害問題は、当鉱山操業中止後である
3	島根	笹ヶ谷鉱山下流域農用地土壌汚染対策事業 (昭和53年1月13日)【砒素、カドミウム】	3/4	・本鉱山が700年前(弘安年間)に開坑していること ・昭和25年11月以降事業活動を行っていないこと
4	愛知	岩倉地域農用地土壌汚染対策事業 (昭和53年9月20日)【カドミウム】	2/3	・有害性認識前(昭和43年5月厚生省見解発表後)
			3/4	・昭和43年5月以降、水質汚濁防止法施行前
5	兵庫	上岩津地域農用地土壌汚染対策事業 (昭和62年10月5日)【カドミウム】	3/4	・有害性の不知期間 ・近年まで法による規制なし
6	秋田	鹿角地域農用地土壌汚染対策事業 (平成7年3月17日)【カドミウム】	1/2	・黒鉱地帯であり、地質鉱床学的に特異 ・不知期間が長いこと(有害性の認識、法規制)
7	東京	大田区大森南4丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業 (平成13年10月17日)【ダイオキシン類(PCB由来)】	3/4	・汚染原因となる行為が法規制以前の行為である
1	福岡	洞海湾の汚泥しゅんせつ事業 (昭和47年12月1日)【総水銀】	3/4	・昭和34年2月28日までの期間について1/4減額
2	岡山	水島港及び呼松漁港汚泥しゅんせつ事業 (昭和48年2月27日)【油分等】	3/4	水質規制以前の行為に対する減額
3	福岡	大牟田川・大牟田港有害物質等含有堆積汚泥しゅんせつ事業 (昭和49年2月14日)【水銀・カドミウム・油分等】	3/4	・旧水質保全法施行日(S34.2.28)以前は1/4減額
			4/5	・旧水質保全法施行日以降、法規制適用日以前は1/5減額
4	熊本	水俣港堆積汚泥しゅんせつ事業 (昭和51年2月17日)【水銀】	3/4	・厚生省見解発表以前(S33.6.24)以前は1/4減額
			7/8	・上記発表以降、工場からの有機水銀検出までは1/8減額
5	福岡	大牟田港泊地有害物質等含有堆積汚泥封じ込め事業 (昭和52年3月10日)【水銀・カドミウム・ノルマルキサン抽出物等】	3/4	・旧水質保全法施行日(S34.2.28)以前は1/4減額
			4/5	・上法施行日以降、法規制適用日以前は1/5減額
6	熊本	丸島・百間水路堆積汚泥処理事業 (昭和61年3月3日)【水銀、汚泥】	3/4	・厚生省見解発表以前(S33.6.24)以前は1/4減額
			7/8	・上記発表以降、工場からの有機水銀検出までは1/8減額
7	熊本	丸島漁港堆積汚泥処理事業 (昭和61年10月29日)【水銀】	3/4	・厚生省見解発表以前(S33.6.24)以前は1/4減額
			7/8	・上記発表以降、工場からの有機水銀検出までは1/8減額